

議長交際費支出基準

令和3年1月18日 議長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、組合議会を代表して交際のために支出する議長交際費（以下「交際費」という。）について、その種別、支出範囲その他必要な事項について定めるものとする。

(種別及び支出範囲等)

第2条 交際費の種別及び支出範囲等は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、事案内容を精査し、議長が交際上特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 祝金 各種団体の総会、式典又は行事等に議長（代理を含む。）が出席する場合に限り、別表に定める基準により支出するものとする。ただし、飲食を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 香典等 香典、花輪又は生花を原則とし、現職の組合議会議員本人、配偶者、実父母、同居の子の死亡に際し、支出するものとする。なお、香典の金額は10,000円とする。
- (3) 見舞金 現職の組合議会議員本人が14日以上入院を要する場合に支出するものとする。なお、見舞金の金額は、10,000円とする。

(見直し)

第3条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表

種別	金額
各種団体の総会、懇談会、新年会、忘年会及び記念式典等	<p>(1) 会費の額</p> <p>(2) 案内に会費の記載がない場合等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 自治会館及び集会所等 3,000円</p> <p>イ 飲食店等 5,000円</p> <p>ウ その他ホテル等 実費に相当する額</p>